

焼くことなかれ

— 靈異記下三十八の夢についての再説 —

守 屋 俊 彦

一

景戒は延暦七年三月十七日の夜に不思議な夢をみている。自分が死んで火葬にされるのを、魂が側からみているというものであった。靈異記下三十八にそれを記している。

景戒が身死する時、薪を積みて死せる身を焼く。ここに景戒が魂の主、身を焼く辺にて見れば、意の如く焼けざるなり。すなはちみづから柩を取り、焼かる己が身を策もて築き、棧に申し返し焼き、先に焼く他人に云ひ教へて言はく「我が如く能く焼け」といふ。己が身の脚膝節骨臂頭、皆焼かれて断ち落つるなり。ここに景戒が神識、声を出して叫ぶ。側にある人の耳に、口を当てて叫び、遺言を教へ語るに、その語り言ふ音、空しくて聞かれ

ず。そこに在る人答へず。ここに景戒惟ひ付らく、死にし人の神は音無きが故に、我が叫ぶ語の音聞えざるなり。

これは不思議というよりも、異常な夢である。そこで彼はこの異常な夢の意味するものを自ら解いてみようとするのである。そして「若し長命を得むか、若し官位を得むか。」と解き、それから七年後の延暦十四年十二月三十日に、この答の通りに「伝燈住位を得」たのである。

それにしても、なぜ景戒はこの夢をこのように解いたのであろうか。死や火葬は凶である。長命や官位は吉である。その凶を吉として解いているのだから、ここでは、彼は逆夢として解いていることになる。しかし、死や火葬と、長命や官位との関係がどうも明かでない。

そこで、私は以前に一つの試論を提出してみたことがある。⁽¹⁾ 結論

的にいえば、ここには文章構成上の問題があるのではなからうかというものであった。実は、彼はこの前延暦六年九月四日の夜に、もう一つの夢をみている。それは紀伊國の鏡日が来訪した夢である。

乞食者、景戒が家に来て、経を誦し、教化して云はく、「上品の善功德を修すれば、一丈七尺の長身を得、下品の善功德を修すれば、一丈の身を得む」といふ。ここに景戒聞きて、頭を廻して、

乞人を睨れば、紀伊の国名草の郡の部内楠見の粟の村なる沙弥鏡日なり。徐に就きて見れば、その札に一丈七尺と一丈との印を著く。一尺許の板の札あり、その札に一丈七尺と一丈との印を著く。

そこで、この鏡日との間にいろいろと問答が交わされるのであるが、この夢を彼は「聖示ならむ。」と解き、この時の自分や鏡日の言葉や行動などについて、一々仏教的な注釈を施している。私はそこに景戒の仏教への精進の強い意志を感じ、その結果がこの官位を得たということを実を結んだのであらうとしてみたのである。つまり、これは前の延暦六年の夢の実現なのであって、この延暦七年の夢のそれなのではないのである。それは、この後のところに、彼の男や二匹の馬が死んだことが記されているが、それに当るのであらう。そして、このような複雑な仕組になったのは、この二つの夢を一つにまとめる時に、夢と夢解とをまず並べ、その結果はそれだけで後の方にまとめて並べる、というような配列方法をとったため

あり、そこからこのような混乱が生じたのであらうとしてみたのである。

しかし、ここをこのように文章構成の上から解釈してゆくのは、やはり、無理があるように思われる。何よりも、これをわざわざこのような文章構成にしなければならぬ必然性がないからである。

二

ところが、この後、このの解釈について藤森賢一氏から新しい説が提示された。火葬と長命と官位とを結びつけるものとして、一人の人物を持ちだされたのである。それは「私は、そこに、景戒の行基の人物の意識を置いてみたかと思う。」といわれているように、行基なのである。この行基を持ちだされたのは、彼が八十二歳の長寿を保ち、大僧正に栄達し、火葬にされた人物であったからである。これをとりすべて藤森氏は

さて、話を夢解きに戻さねばならない。自らの死体を自らの手で火葬に付す夢が、榮達の前兆の意味を持つためには、景戒の行基讃仰の心情を媒介とすることを先に述べたのであるが、それは、行基に、「長寿」、「榮達」、「火葬」という三つの要素が備っているからであった。福島行一氏のいわれる道昭への憧憬も無視

することはできないが、「栄達」の要素を持つ行基の方がこの際は景戒の意識において強いのではなからうか。常識でもってすれば、不吉で呪わしい夢が、景戒の主観においては、よし潜在的深層的性格のものであるにもせよ、逆の性格を持つものであったといえるのではなからうか。仮にそうだとすれば、延暦七年三月十七日の夜の夢は、逆夢ではなく、正夢として伝燈住位につながっていく。

と述べていられる。たしかに行基は、火葬と長命と官位の三要素を満たし、しかも、靈異記においては僧の理想像とされているのだから、私のように無理に文章構成の上からみるのよりは、この方が安定しているように思われる。

もっとも、このようにある人物を媒介とする解釈としては、藤森氏がここに引用されているように、すでに福島行一氏のそれがある。福島氏は、行基の代りに道昭をだしていられる。それは道昭が最初に火葬にされた僧であり、しかも、元興寺に入り、七十二歳という長命を得ているからであった。そこから「再度の夢において、自己の姿を道昭という極めて具体的な人物の中に画き、更にその夢に対し夢の答の来るべきことを期待しているわけである。そして彼の夢——理想——とその実現こそ官許の僧にして長命を得ることになったと捉えることが出来るのである。」と説明されている。道

昭が最初に火葬にされた僧である、という点にポイントを置かれているところに特徴がある。

この藤森、福島両氏の説は、何れもある人物を媒介することによって、火葬の凶なるものを消し、吉に転じようとする方法である。これはきわめて有効な方法ではあるが、しかし、火葬そのものを凶とする考え方には変りはない。だが、実はそこに問題があるのではないだろうか。

そこで、これについて今一度原点にかえて考えてみたい。一体、私が死や火葬を凶としたところには、現代人としての、或は原始神道の思惟が無意識に働いていたような気がする。現代人にとっては、死や火葬は凶である。これを古代にもって行ってみても、もとより、原始神道においては凶であった。例えば、黄泉国を訪れたイザナギノ命は、そこから逃げかえった時、「吾はいなしこめしこめき穢き国に到りてありけり。」と行って、アハキ原で禊ぎ被いをしてる。また、アメノワカヒコの葬儀に列席したアヂシキタカヒコネノ神は、アメノワカヒコと間違われるや、「何とかも吾を穢き死人に比ぶる。」と行って激怒している。これらの神話には、死を穢れたものとし、極度に嫌悪する思惟がよく反映している。だから、凶なのである。

しかし、ここで考えてみなければならぬのは、この夢を解いて

いる景戒が、ほかならぬ、仏教者であったということである。すれば、彼はこの夢を、仏教者としての立場から解いている筈である。

考えてみれば、これは当然なことなのではあるが、このごくあたりまえな認識が、私の解釈には欠けていたようである。それを、現代人や原始神道の思惟を前提とし、そこからみてゆこうとしたところに、誤りがあったような気がする。だから、もし、死や火葬が、仏教において吉であったなら、このところは、そのまま無理なく解釈し得るのである。景戒は、そうした仏教的思惟によって、自らが火葬にされた夢を吉として「若し長命を得むか。若し官位を得むか。」と解いたことになるのである。正夢である。しかし、古代の仏教において、死や火葬がどのように認識されていたのか、ということとははっきりしない。⁽⁵⁾

三

だが、かりに死や火葬が、仏教において吉であったとしても、いや、吉とまではいかなくって、悪いことではないとしても、靈異記には、これと反対の思惟がみいだされるのである。

その一つは、死んで火葬にされたために、具合の悪いことになったという話がある。例えば、中二十五の話である。これは体が入れ

替った、という世にも稀な物語である。讃岐の国山田の郡の布敷臣衣女は、突然に病氣になり、えんら王に召されることになった。しかし、この使の鬼に食事を供し、その報恩によって死から免かれ、代りに同姓名の鶴垂郡の衣女が召してゆかれることになった。だが、えんら王は人が違っていることを見抜き、この衣女を地獄からかえした。そのところをこのように記している。

往のその鶴垂の郡の衣女は、家に帰れば、三日の頃を経て、鶴垂の郡の衣女の身を焼き失へり。更に還りて閻羅王に愁へて白さく「体を失ひて依りどころなし」とまをす。時に王問ひて言はく「山田の郡の衣女が休ありや」といふ。答へて言はく「あり」といふ。王言はく「そを得て汝が身と為せ」といふ。

そこで、この山田の郡の衣女の体を貰って蘇生するのである。ここでわかることは、火葬にしまったのでは、死より蘇生できないということなのである。この話は、そのことを素材にしながらも、まことにユーモラスな話に仕上げているのだが、⁽⁶⁾ともかく、火葬にしたために、具合の悪いことになってしまったのである。これと同じような話が今一つ、下三十六にある。この話はやや複雑な構成になつてはいるが、ここに必要なることを取り上げてみれば、仏塔の陪厝をへらしたりした罪などにより地獄に墮ちた藤原朝臣永手が、一禪師の献身的な祈祷によって蘇生しようとするのだが、すでに火葬

にされていたために、依るべきものがなく、宙に迷ったという話である。

時に、病者訛ひて言はく「我は永手なり。我、法華寺の幢を仆さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角になし、七層を五層に減じき。この罪に由りて、我を閻羅王の闕に召して、火の柱を抱かしめ、椎釘を我が手の於に打ち立てて、間ひ打ち拍つ。今閻羅王の宮の内に煙満つ。王問ひたまはく「何ぞの煙ぞ」といふ。答へて曰はく「永手が子家依、病を受けて痛み、呪する神師、手の於に香を焼く、その煙なり」といふ。すなはち閻羅王、我を免して擠ひ返し戻ふ。然しども我が体滅して、寄宿る所無きが故に、中道に漂ふ」といふ。

折角えんら王に免されながらも、体が焼かれてしまったために、それが夷らなかつたのである。⁽⁷⁾

今一つは、もっと積極的なもので、火葬にしないで置いたために、良いことになったという話がある。例えば、下二十二の話である。

他人舎人蝦夷は、信濃の国小泉の郡跡目の里の人なり。多に財宝に富み、錢糧を出挙す。蝦夷、法華經を写し奉ること二遍、遍毎に会を設けて、講読すること既に了りぬ。後また思議するに、なほ心に足らずして、更に敬みて繕写す。ただいまだ供養せざり

き。宝龜四年癸丑の夏四月下旬、蝦夷、忽率にして死ぬ。妻子泣りて言はく「丙の年の人の故に、焼き失はず」といひて地を点めて塚を作り、殯して置く。

このように焼かないで置いたら、「死にて七日を経て、甦き」てきて、彼がみた地獄の風景や、そこに召されたのは「出挙する時は、輕き斤を用ゐ、微り納るる日は重き斤を用ゐ」たためであるということや、蘇生し得たのは「敬みて三部の法華大乘を写し奉」つたためであることなどを語り、その後「ますます信心を發し、講読供養し」たというのである。ここには仏教的な括弧付けがあるけれども、蝦夷は焼かれなかつたために、ともかくも地獄を巡歴し、自らの行為について反省し、人間として成長して行ったのである。焼かれなかつたから、良い結果をもたらしたのである。

また、この焼かないということをも、本人がわざわざ道言している場合がある。例えば、中七の話である。智光は「行基はこれ沙弥」と誇りつた罪により地獄に召されるのである。

時に恨み、鋤田寺に罷りて住す。憊に痲病を得、一月許を経て、命終る時に臨みて、弟子に誡めて曰はく「我死なば、焼くことなかれ、九日一日を置きて待て。学生我を問はば、答へて曰ふべし。東西に縁ありといひ、留まりて供養せよ。ゆめ他に知らずことなかれ」といふ。弟子教を受け、師の室の戸を閉ぢて、他に知

らしめずして、竊に涕泣き、晝夜闕を踞りて、ただ期りし日を待つ。学生問ひ求むれば、遺言の如く答へて留まり供養す。

その遺言通りに九日たつて蘇生してくる。そして、口業の罪を懺悔し、行基が「明に聖人なることを知る」に至るのである。このように遺言をするものに、なお、中五、中十六がある。「焼くことなかれ」とわざわざ遺言までしているのだから、焼かないことが、いかに大切なことだったかがわかるのである。

なお、このように地獄から蘇生した話としては、上三十、中十九、下九、下二十三、下三十五、下三十七、などがある。これらには、下二十三以外は、焼かなかつたということは、とくに記されてはいないが、これらの例からすれば、焼かなかつたとみて置いてよいだろう。そして、ともかく良い結果をもたらしている。

四

それにしても、焼いたから魂が宙に迷つたとか、焼かなかつたから蘇生したとかいうことは、どういふことなのであろうか。そこには、魂は肉体から分離するものであり、それが完全に分離し終つた状態が死なのであり、従つて、その分離した魂が肉体に戻れば蘇生するのだ、という土俗的な思惟があるものとみななければならぬ。

そこで、肉体を焼かないでそのままにして置く。それが殯である。また、蘇生するための儀礼を行う。それが魂呼びである。こうした土俗的な習俗は、先にもあげたアメノワカヒコの神話に典型的に描かれてゐる。葬儀に列席したアヂシタカヒコノ神がアメノワカヒコに間違われたという話には、死せるアメノワカヒコが蘇生したとする思惟が、かすかではあるが投影してゐるものとみるべきであろう。

下二十二、下二十三は、何れも焼かなかつたために地獄から蘇生した話だが、それに、それぞれ「地を点めて塚を作り、殯して置く。」「地を点めて塚を作り、殯し収めて置く。」とあるところからすれば、これらの話の基盤に、こうした土俗的な思惟があつたものとみななければならぬ。そこから焼かない方がよいとする考え方もでてくるのである。

すれば、かりに仏教において、火葬にすることを吉だとしても、靈異記においては、火葬にしないのがよいのだとする土俗的なものとの、二つの思惟が混在していることになる。土俗的というのを、神道的というふうにいひかえてみれば、仏教的なもの、神道的なものとの、二つがあつたことになる。しかも、焼かないのがよいとする話の方がずっと多いのだから、どちらかといへば、後者の思惟が強かつたともいえるのである。⁽⁹⁾

もっとも、ここで注意しなければならないことは、この下二十二、下二十三の場合、焼かないということについて、それぞれ「丙の年の人の故に、焼き失はず」「人を殺す罪に断らしむ」という条件が付いていることである。すれば、とくにこういう条件がない時には、焼いたというふうにもとれるのである。それならば、焼かないのがよいとする思惟の方が強かったとは、必ずしもいい切れないのである。

何れにしても、靈異記においては、この二つの思惟が混在し、まだ十分に整理されていなかったとみるべきであろう。そして、それは、いうまでもなく、景戒の心の中の問題でもあったのである。勿論、これらの話がすべて景戒によって書かれたというのではない。しかし、そこに編集者としての景戒の心があるということはいえるのではないだろうか。すれば、この下三十八の夢と夢解との関係は、こうした視点から、もう一度み直して見る必要があるようである。景戒の目は、たんに仏教者としてのそれよりも、もっと複雑だったのではないだろうか。

注(1) 拙稿 景戒のある表情―日本靈異記下巻第三十八縁に關連

して―(「國語國文」第四十一卷第十二号) 四一頁―四六頁

(2) 藤森賢一氏 焰に向って―靈異記下巻三十八縁考―(「岡

大國文論稿」第2号) 三頁 六頁

(3) 原田行造氏も、やや異なった角度からではあるが、やはり、行基を持ちだしていられる。紀伊繞風土記に、行基が火葬を奨励したとあることから、「これらは、どこまで事実を反映しているかは疑問であるが、行基も火葬を奨励して、名草郡から那賀郡一帯を訪れているとすれば、先の二度目の夢で、火葬を自らの手で行ない、それが長命や官位を得るといふ常識的には逆夢としてしか解釈の仕様がなない景戒の到達した明るい心境も素直に理解されるのであるがどうであろうか。」(「日本靈異記」編纂者の周辺とその整理・日本文学研究資料叢書「説話文学」所収・四頁)と述べていられる。

(4) 福島行一氏 日本靈異記下巻第三十八縁に就て(「芸文研究」第十号) 五頁

(5) 私は仏教について殆ど智識がないので、この点については、大方のご教示を願いたい。

(6) この話の文学としての面白さや、その素材になっているものなどについては、拙稿「日本靈異記中巻第二十五縁考」(「國語國文」第四十卷第一号)において詳しく述べて置いた。ご参照願いたい。

(7) 火葬にしたけれども蘇生した例が一つある。上三の願覚の話である。しかし、これは、普通ならば蘇生し得ないのに蘇生したところに、願覚の聖人たる所以を語ろうとしているのだから、例外とすべきであろう。

(8) 下九の話で、藤原朝臣広足が突然に死んだ時、「親戚聞きて、喪殯の物を備へつ。」とある。これもアメノワカヒコの神話に「すなはち其処に喪屋を作りて、河麿を岐佐理持とし、鶯を掃持とし、翠鳥を御食人とし、雀を雛女とし、雉を哭女とし、かく行なひ定めて、日八日夜八夜遊びき。」(記)とあるような風景と関連のあるものであろう。

(9) 露木悟義氏は、冥報記と比較しながら、「これらの例からすれば、焼くな」という説話のモチーフは霊異記特有のもの」(霊異記と冥報記の蘇生説話「文学論叢」第三十一号・二六頁)であるとされている。